

# 会 議 録

会議の名称	平成21年度 小金井市情報公開・個人情報保護審議会（第3回）
事務局	総務部総務課情報公開係
開催日時	平成21年11月6日（金） 午後6時～8時52分
開催場所	小金井市役所第二庁舎801会議室
出席者	別紙のとおり
傍聴の可否	<input checked="" type="radio"/> 可 ・ <input type="radio"/> 一部不可 ・ <input type="radio"/> 不可
傍聴者数	0人
傍聴不可等の理由等	
会議次第	1 開会 2 委嘱状の交付・市長挨拶 3 委員の自己紹介・事務局職員紹介 4 会長互選・挨拶、職務代理者指名・挨拶 5 平成21年度第2回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について 6 個人情報保有等届出状況の報告について 7 諮問事項 8 その他 9 次回の日程について
会議結果	別紙のとおり
発言内容・ 発言者名（主な発言要旨）	別紙のとおり
提出資料	情報公開コーナー（第二庁舎6階）、図書館本館、議会図書室（本庁舎4階）備付けの議事録に添付してあります。
その他	

## 平成21年度第3回小金井市情報公開・個人情報保護審議会会議録

1 日 時 平成21年11月6日（金）午後6時～8時52分

2 場 所 小金井市役所第二庁舎801会議室

### 3 内 容

(1) 開会・市長挨拶

(2) 委嘱状の交付

(3) 委員の自己紹介・事務局職員紹介

(4) 会長互選・挨拶、職務代理者指名・挨拶

(5) 平成21年度第2回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について

(6) 個人情報保有等届出状況の報告について

①（仮称）市民交流センター関連業務 ②出産育児一時金業務 ③生産緑地現況調査業務 ④生ごみ減量化処理機器購入費補助金交付者名簿 ⑤住宅手当緊急特別措置事業業務 ⑥災害時要援護者名簿 ⑦地域公共交通会議公募委員申込書

(7) 諮問事項

諮問第12号 被保険者の診療報酬明細書の写し及び住所情報の外部提供について

諮問第13号 小金井市総合健康調査2009年転帰調査に係る住民基本台帳の外部提供について

諮問第14号 生ごみ生成物の戸別収集を実施するために生ごみ処理機器購入費補助金交付申請書の目的外利用について

諮問第15号 生産緑地地図・電子台帳について

諮問第16号 生産緑地指定地区現況調査業務委託について

諮問第17号 出産育児一時金の支払事務委託について

諮問第18号 （仮称）市民交流センター開設準備委託について

諮問第19号 住宅手当緊急特別措置事業業務委託について

諮問第20号 青少年育成コーディネータ・ボランティアセミナー事業業務委託について

(8) その他

ア 存否応答拒否の報告について

イ 次回の日程について

#### 4 出席者

##### 【委員】

松 行 康 夫	伊 藤 徳 興	仮 野 忠 男	嶋 田 一 男
白 石 孝	末 包 房 子	西 口 守	平 沼 昌 子
望 月 皓	渡 瀬 浩 一	渡 邊 俊 雄	

##### 【市側】

副市長

本多総務部長

<コミュニティ文化課>

中谷文化施設開設担当課長

中島コミュニティ文化課主査

<保険年金課>

河内保険年金課長

千葉国保給付係長

<環境政策課>

石原環境政策課長

西尾緑と公園係主事

<ごみ対策課>

鈴木ごみ対策課長

柿崎ごみ対策課長補佐

<地域福祉課>

堀池地域福祉課長

廣田地域福祉係主任

<交通対策課>

川村交通対策課長

大久保交通対策係長

<介護福祉課>

伏見介護福祉課長

<生涯学習課>

尾崎生涯学習課長

<総務課>

北村総務課長

稲村情報公関係長

三浦総務課主査

##### 【傍聴者】

0名

**【総務部長】**

開会の挨拶

**【副市長】**

(委嘱状の交付)

挨拶

**【総務部長】**

(委員の自己紹介・事務局職員紹介)

(会長選出) 松行委員を選出

(職務代理者指名) 仮野委員を指名

以上、内容は省略

**【会 長】**

平成21年度第3回小金井市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。

まず、平成21年度第2回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認を行います。既に前の任期から委員をされていた皆様のお手元には草案が届いているかとは存じますが、退任された恩田前委員から訂正のお申し出を受けております。それ以外の訂正等ありますでしょうか。

(訂正等なし)

訂正等はないようですので、これを承認いたします。

それでは、小金井市個人情報保護条例に基づく個人情報保有等届出状況報告書による報告と諮問をお願いいたします。

**【副市長】**

報告事項について、小金井市個人情報保護条例第9条第3項の規定により個人情報保有等届出状況を報告いたします。今回御報告いたしますのは、個人情報の届出開始に関するものが20件となります。

諮問事項について、今回諮問するのは、条例第12条に基づく、「被保険者の診療報酬明細書の写し及び住所情報の外部提供について」、「小金井市総合健康調査2009年転帰調査に係る住民基本台帳の外部提供について」、「生ごみ生成物の戸別収集を実施するために生ごみ処理機器購入費補助金交付申請書の目的外利用について」、条例第14条に基づく、「生産緑地地図・電子台帳について」、条例第27条に基づく、「生産緑地指定地図現況調査業務委託について」、「出産育児一時金の支払事務委託について」、「(仮称)市民交流センター開設準備委託について」、「住宅手当緊急特別措置事業業務委託について」、「青少年育

成コーディネータ・ボランティアセミナー事業業務委託について」の合計9件となっております。細部につきましては、事務局をして説明させますので、よろしくお願いいたします。

**【会長】**

確かに承りました。

これから順次審議をさせていただきたいと存じます。

それでは、審議に入る前に、事務局から説明を受けたいと存じます。

まず、個人情報保有等届出状況報告書につきまして、事務局から説明を受けた後、委員の皆様から御意見、御質問を受け、それに対する説明を事務局又は担当課職員から受けまして、その後、諮問事項についての審議に移りたいと存じます。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

**【総務課長】**

それでは、個人情報保有等届出状況報告書について、今回の届出は、開始の届出が20件です。まず、1ページ目が部課別の明細です。2ページ目は、その内訳で、備考欄に諮問関連の記載がある届出につきましては、諮問事項と関連するものですので、その説明の際に併せて報告させていただきます。

それでは、10ページ、届出番号17-544は「災害時要援護者名簿」で、地域福祉課の案件です。こちらは、災害時に一人で避難できない、援護を必要とする「要介護3以上の要介護認定者の方、障害等級1級・2級の身体障害者の方、愛の手帳等級1度・2度の知的障害者の方、75歳以上ひとり暮らし高齢者及び75歳以上のみ世帯の高齢者の方」などの情報を来る災害に備え把握するため、また、関係機関で共有するため、名簿を作成、保有するというものです。

本件は、平成20年度第2回審議会で「要介護度、障害等級等情報の本人以外収集について」、「係る情報を小金井消防署及び民生委員等へ外部提供することについて」、「災害時要援護者情報システムに情報を記録することについて」、以上を既に諮問させていただき、御承認をいただいているところです。

参考までに、12、13ページにその際の本人以外収集についての諮問事項、管理システムの内容をお付けしています。12ページに記載されています個人情報の内容を名簿化し保有します。先の審議会で説明させていただきましたが、ここでシステムに係る作業が終わり、災害時要援護者情報システムが稼働することになり、個人情報を保有することになりますので、御報告させていただくものです。保有する個人情報の内容といたしましては、氏名、生年月日、住所、年齢、

電話番号、緊急連絡先、障害等の程度です。

**【会 長】**

ただいま事務局から説明がございました。この審議案件につきまして、御質問、御意見があればお受けいたします。

事務局の説明にもありましたが、この件は平成20年度に既に審議があったわけですが、委員の入れ替えがあったばかりですので、改めて審議をさせていただきたいと思っております。御質問、御意見があればお受けいたします。

**【仮野委員】**

業務開始年月日が10月26日となっておりますが、これは既に動き始めたということですか。

もう1点、外部提供の件ですが、消防署は分かります。民生委員にも提供されるようですが、何人ぐらいに提供されるのか。そして、民生委員及び消防署から個人情報外部に漏れいする様なことはないのか。その2点をお尋ねします。

**【地域福祉課長】**

それでは、1点目の業務開始年月日の件ですが、10月26日で名簿作成等に係るシステムの作業が終了したということです。

2点目の外部提供につきましては、11月から民生委員さんが聞き取り訪問をさせていただいている状況です。民生委員さんの人数は、現在74人で、名簿の人数は合計で約4,600人になります。

**【仮野委員】**

今、民生委員さん74人に委嘱して、約4,600人の人を対象に聞き取り調査を始めているわけですね。私が聞いているのは、実際に収集した資料を外部提供する場合、民生委員さんには何人ぐらい外部提供するのかという質問です。そこから個人情報が漏れたりしたらいけないので、そこを確認したいということです。

実は、災害時にすぐには逃げられない人等々、このシステムは必要なものだと私は考えています。ただし、ほかの市町村のケースを見るといろいろな問題が起きたりしていますので、お伺いします。

**【地域福祉課長】**

現在74人の民生委員さんに担当地区の方の人数分の情報を渡していますが、ただ、ばらつきがあり、100件の方もいれば50件、60件の方もおります。

**【仮野委員】**

**【仮野委員】**

もう1点。これは自治会や警察などには外部提供はしないのですね。

**【地域福祉課長】**

現在、外部提供先は民生委員、消防署と考えています。今後、聞き取り調査等々の中で、要望等がありましたら状況を見ながら、そこは研究しながら、よりよい方向で万が一のときのことを最大限考えながら取り組んでいきたいと考えております。

**【仮野委員】**

例えば、先ほど自治会と言ってしまいましたが、町内会なども将来的な課題としては考えるということですか。

**【地域福祉課長】**

ただ、広げると広げただけ個人情報に流出する可能性は大きくなるので、そこは危険性も含めながら図っていききたいと考えております。

**【会 長】**

情報を渡されるときには、文書を付け、口頭でどのように説明しているのか、手続的なことを教えてください。世の中は、言った、言わない、の水掛け論が紛争のときの常識ですので、相手が消防署であっても、何か文書を付けて口頭で説明して手渡しされているのかどうか。機械的にメールを送っているのかを市民のために明らかにしていただきたいと思います。

**【地域福祉課長】**

現在、まだ消防署には渡してはおりません。当然ながら文書を付けまして、手渡しする方向で考えております。

**【会 長】**

勝手に拡散させないために個人情報の取扱いの文書はどうなっていますか。

**【地域福祉課長】**

お渡しするときには個人情報の取扱いも文書でお付けします。

**【会 長】**

他にございますか。

**【伊藤委員】**

関連してですが、消防署に外部提供すると、消防署から消防団に流れるということはないのですか。それは容認されるのですか。

**【地域福祉課長】**

消防署から消防団へということは考えておりません。

【伊藤委員】

それは事前にこちらから渡すときに消防署に対して、消防団には流さないでくださいよと歯止めをおかけになるのですか。

【地域福祉課長】

はい。

【伊藤委員】

分かりました。

【渡邊委員】

現在のところ、外部提供は小金井消防署と小金井市民生委員となっています。将来、先ほどお話にありました自治会、町会というのは、私は疑問があります。というのは、町会は必ずしも全員入っていませんし、特に自治会になりますといろいろプライバシーの問題もありますので、もし町会、自治会に渡されるときにはしっかり審議していただきたいと思います。民生委員には守秘義務がありますので、民生委員は結構だと思います。

それから、市報を見ますと、民生委員がこの名簿をもとに回るようですが、1回限りなのでしょうか。それとも毎年状況把握に回るのでしょうか。仮に1回限りだと、そこで届けたデータは、例えば緊急連絡先などが個々に変化し、実際にそぐわない面が出てくると思うのですが。

それから、先ほどの消防団ですが、地域の方々ですので、もし消防団に渡されるときはさらに慎重に渡していただくようお願いします。

【地域福祉課長】

介護度も、障害の程度も、さまざま、日々変わっていくものですので、それにつきましては、年1回更新をかける予定です。その情報は当然変化していくものですので、見回りに併せる形がよろしいかと考えております。ただ、やはり民生委員さんにもかなりの負担がかかってきますので、そのあたりは随時情報を入れていただくか、こちらが回るか、今後詰めていきたいと考えております。

【渡邊委員】

1回しか回って来ないと、その情報がそのままずっと続き、反対に情報が更新されないという問題もありますので、その辺を今度、障害福祉課、介護福祉課、地域福祉課三課で協議していただきたいと思います。

【地域福祉課長】

対象者が約4,600人もおられますと、民生委員さんにかかる負担もございませうが、やはり災害時に被害に遭われる方にとっては非常に心配なことでございませうので、その辺どう整理していくかは今後、考えていきたいと思ひます。

**【望月委員】**

提供された情報は書類で出され、年1回、更新時に回収することになっていませうが、これは役所にこの民生委員さんにはこういう書類を渡したという台帳があつて、回収したときにチェックされるのですか。

要するに、1枚だけであればその方からもらえれば済みますが、複数の場合は回収漏れがあつて、それが変な方向に流失しては困りますので、その辺をどうされているのか教えていただきたいと思ひます。

**【地域福祉課長】**

それにつきましても、こちらでお出しする際に、番号付けをすることで、把握し、回収時にも確認作業をするという形で対応していきませう。

**【望月委員】**

要するに、番号でチェックして、漏れがないように回収するという解釈でいいですね。

**【地域福祉課長】**

はい。

**【仮野委員】**

質問というよりは、ぜひこういう考え方も取り入れてほしいのですが、各地のケースを見ますと、緊急時に御老人やひとり暮らしの人たちが助かる確率が高いのは、例えば、ある居宅でひとり暮らしの場合、その御老人はいつもどの部屋で休んでいるか、生活しているか、そこが事前に分かっていると、家が倒壊した場合、そこ家に行くと、一番東側の部屋でいつも暮らしているようだから、そこを目指していくというと助かる確率が高いということをよく聞きます。

せつかくのことなので、消防署と民生委員との連携を強くして、外部に漏れいしないことは当然のことですが、できるだけひとり暮らしや障害をお持ちの方々がどの部屋で生活されているとか、細かく緊急時のための有意義な情報を足しげく通うなりして調べて、緊急時に備えていただきたい。民生委員さんだけで担当するのは大変でしょうから、消防署員といわば協力しながら、有効な期間にノウハウを蓄積してほしいと思ひます。

**【会 長】**

ただいま仮野委員から危機管理を含めた御意見が具体的にございましたが、担当課一言お願いします。

**【地域福祉課長】**

仮野委員のおっしゃるとおり、介護度の高い方、障害の重い方は、極論からいうと、ある部屋のそのベッドの位置でずっと生活されています。やはりそこをピンポイントですぐ見つけられる、その情報を持っていることが一番大切なことだと思っていますので、それにつきましても見回りの時点で、できれば情報は把握しておきたいと考えております。介護の方でいうとヘルパーさんや包括支援センターが情報を保有していますので、その辺は福祉保健部各課と連携しながら対応し、緊急時に備えたいと考えております。

**【会 長】**

では、一つの案件で大分慎重審議をしましたので、大変長くなりましたが、ただいまの最後の意見の提示も含めまして、この案件を承認いたします。

次の説明に移ります前に、副市長さんは公務がございまして、退席されます。

(副市長退席)

それでは、次の説明をお願いします。

**【総務課長】**

それでは続きまして、届出番号44-1は、「地域公共交通会議公募委員申込書」です。14ページに公共交通会議委員の公募選考基準、16ページに設置要綱をお付けしています。書式は、様式類集1ページになります。

道路運送法では、地域公共交通機関の運営に関することについて御協議いただくため、地域公共交通会議を設置するということを定めております。ここで係る会議に参加する委員を公募するに当たり、申込書を作成し、応募者に記入いただくことから報告するものです。保有する個人情報の内容につきましては、氏名、性別、生年月日、住所、年齢、連絡先、勤務先等です。

**【会 長】**

ただいま説明がございましたが、御質問、御意見があればお受けいたします。

ここでいう地域公共交通会議の名称に含まれる地域公共交通とは具体的にはどのような公共輸送システムですか。

**【交通対策課長】**

小金井市の地域公共交通会議を設置するに当たりましては、今、小金井市ではコミュニティバスを5路線走らせております。5路線のうち、前原地区は大きな

バスが走れないために、1路線だけ小さなバスを走らせております。このバスの運行をタクシー会社が担当しておりますが、このタクシー会社が乗り合いのバスを運行することは事実上できませんので、今、仮の運行という形でさせていただいておりますが、これを本格運行するために地域公共交通会議の中で審議していただくこととなります。

要綱の中にもありますように、地域の実情に応じた乗り合いの輸送サービスの実現を考えておりますので、一つにはコミュニティバスの運行についてやっていきたいと思っております。

**【会 長】**

御質問、御意見ありますでしょうか。特にないようですので、これを承認いたします。

それでは次の説明をお願いいたします。

**【総務課長】**

それでは、以降、諮問事項に入らせていただきます。諮問書を御覧ください。諮問第12号「被保険者の診療報酬明細書の写し及び住所情報の外部提供について」で、保険年金課の案件です。東京都福祉保健局指導監査部からの依頼で、医療機関に係る調査の必要があるため、診療報酬明細書の写しを外部提供してほしいとの依頼を受けてのものです。参考までに、3ページに保険年金課がまとめた諮問の趣旨、4ページに7月21日付け東京都の指導監査部長の依頼文書、5ページに情報提供に係る根拠となります法令、地方自治法と国民健康保険法の該当条項、7ページに指導監査部業務概要を付けております。

こちらは、根拠になる法令がありますので、法令に基づく提供もでき、あるいは個人情報保護条例第12条第2項第2号の規定による法令の定めに基づく外部提供で、審議会の諮問事項ではないという見方もありますが、根拠法令が任意規定であり、秘匿性の高い医療情報の提供ということですので、審議会に諮らせていただきたいと考えたものです。

外部提供する個人情報の記録の名称は、画像レセプト情報管理システム、国民健康保険資格管理システムで、提供する個人情報の項目は、2ページの提供項目に記載してあるとおりです。

**【会 長】**

ただいま説明がございましたが、非常に秘匿性の高い医療事務に係る情報の外部への提供について可否を問うものです。御質問、御意見があればお受けいたし

ます。

**【渡邊委員】**

個人情報の外部提供の場合に、法令で定められたものは審議会で審議しなくても、その判断だけでできるのではないかと思っていたので、今の御説明で分かったのですが、3ページの諮問の趣旨を読みますと、これと同様なものについては今後審議会に諮らなくて外部提供するということが書いてあります。

実際に、法令で定められているものも個人情報審議会で諮られるのが私は良いことだと思うのですが、その辺を教えてくださいませんか。

**【会長】**

分かりました。情報提供するという事は法令で定められているが、すべての情報の細部の項目まで、氏名、年齢、傷病名まで書いてあれば、まさに機械的に提供しても適当かと思うのですが、これは表をつけたり、しかも文書で固定化された情報ではなく、電子情報の画像情報であったりしますと、たとえ相手が公的な機関であっても、外部提供していいかというのは、やはり審議会の場を経るべきだと考えておりますが、御質問を事務局にしたいということですので、事務局から御説明をお願いします。

**【総務課長】**

会長から言っていたとおりでと思いますが、確かに法律上、例えば、国税徴収法、相続税法、刑事訴訟法、弁護士法等、さまざまな権限が一定あり、そこで調査ができるというところがあります。ただ、調査の範囲が個人情報のどこまで及ぶのか。一般的に秘匿性の低い情報であれば、私どももそういった法律の趣旨に鑑みて情報を提供するわけですが、秘匿性の高い情報、特に介護の情報や刑罰の履歴の情報まで、その法律がすべて許容しているのかというところは、私ども大変悩むところでして、そういった特に秘匿性の高い情報につきましては、いくら法律に一定の捜査権限があるとしても、そこは極めて慎重な取扱いをしたいと考えていますので、ぜひ審議会でその辺も踏まえて御審議いただきたいと考えています。

**【伊藤委員】**

そのことにつきまして、法律で定められているということで提供するわけですよ。しかし、内容が非常に秘匿性の高い情報なので、一部カットして報告しても良いのですか。要するに、秘匿性が高いので審議していただきたいというお話ですよ。それだったら秘匿性が高い項目について、この部分はまずいから、カ

ットして報告しようということが法的にできるのでしょうか。

**【総務課長】**

個人情報保護条例の作り方ですが、基本的に、集めた情報を目的外の理由で外部に提供、その目的以外の情報に使ってはいけないというのが大前提です。ただ、例外規定として本人の同意がある、本人が渡してもいいですよと言ったとき、法律で外部提供を認めているとき、そして、審議会で認められたときという作りになっています。法律の定めはありますが、その範囲がどこまでかというのは私どもで判断つきかねるので、審議会に諮らせていただいています。この審議会の中で個人情報の内容について、今回、指導監査部から依頼を受けてのものですが、指導監査部の医療機関に関する調査という公的な名目であっても、この情報については出すべきではないという御判断がこの審議会の中でありましたら、その部分については出せないと判断して、対応することになるのだらうと思っております。

**【伊藤委員】**

よく分かりました。

**【仮野委員】**

今の課長からの話で大体分かりますが、小金井市個人情報保護条例第12条の外部提供は、実はかなり厳しい規定になっています。そのことは小金井市民のプライバシーを守るという意味ではいいことで、確かに国の法律で定められたのだから、そのまま提供してもいいのではないかという議論も成り立ちますが、小金井市の場合は、いやいやちょっと待ってよという条例になっています。そこが実は大事だと思うのです。結果として、国のやることだし、今度の場合は診療報酬などについて、医者がきちんとやっているかというのを検査するためのものですから、それはそれとして必要かと思えます。

さて、そこで、条例第12条の外部提供について、小金井市はどういう条例を第12条では規定しているのか教えてください。

**【総務課長】**

条例第12条第2項に定めておまして、これが外部提供の例外とされているものです。まず、1号が本人同意、本人が外部に提供してもいいよというときは外部提供ができます。2号が法令に特別の定めがあるとき、3号が市民の生命、健康、その他生活上の重大な危険を避けるため、緊急やむを得ないと認められるとき、そして、出版報道等により公知性が生じた個人情報であるとき、4号が実

施機関が審議会の意見を聞いて、職務上特に必要があると認められたとき、これが例外になっているということです。

【仮野委員】

今回は1号から4号のどれを適用するのですか。

【総務課長】

合わせ技というのでしょうか、法令の特別の定め及び審議会が必要と認められたときというように2号及び4号が理由になります。

【仮野委員】

分かりました。

【会 長】

他にございますか。

【西口委員】

この調査は、監査部がやっているわけですから、医療機関が何らかの不正をしているのではないかと疑っているわけですね。そのために市が持っている資料を出してくださいということですね。そのように理解してよろしいですか。

【保険年金課長】

おっしゃるとおりで、基本的に監査部で監査に入って、監査の内容は、そこにおける診療や施設の問題上、適正な医療が行われているのかということがあるのですが、今回問題になったのは、カルテと診療費の報酬、レセプト、内容を見て適正に請求しているかどうかも含めて検査します。その内容を点検するために、診療報酬の請求書の写しと患者さんの診療記録のカルテを突き合わせて、適切に請求されているかどうかを見るための資料になると聞いております。

【西口委員】

そうすると、市が出した後に適正な処理をしていないということになると、この診療機関に取り消しを求めることができるようなことが書いてありますが、実際、可能性も含んだものを探すということですか。

【保険年金課長】

基本的には不正かどうかというよりは、適切でない請求があった場合については、返還を求めるということで、少し古い資料ですが、国民健康保険で、都全体では医療機関から2億2,000万円ぐらいの返還を受けたという統計があります。

【西口委員】

東京都の監査部から診療機関についての情報を提供してくださいと繰り返し言っているのは、この機関に対してだけなのですか。

**【保険年金課長】**

これは市で過去提供できなかった機関もありますが、小金井市の国民健康保険に入っている特定の患者さんや特定の診療機関だけではなくて、いろいろな機関を、その年、対象にした監査に入る予定の機関で市が保有するある方についてのレセプトを提供してほしいという依頼を受けております。

**【西口委員】**

そうすると、適切ではないという表現をしますが、もしかするとこの診療機関が公序良俗に反する行為をしている可能性もあるということも可能性としてはありますよね。絶対にやっているとは言いませんが、適切でない行為をしている、公序良俗に反する行為をしている可能性があるとするれば、これは行政としてはどういう立場で臨むべきなのでしょう。

**【保険年金課長】**

基本的には、市で、そういう診療機関について、情報提供するときに分かります。ただ、それについては、監査が入った事実を市は知っているだけで、その後、東京都が適正な監査をして、返還する必要があるれば返還額についての通知を東京都からいただくことはありますが、そのときに初めて、適切でない請求があったということ把握するわけです。依頼の段階で医療機関についての見解は、監査員が入っているという事実だけで、その時点で何らかの判断をしているということにはならないと思います。適正な場合もありますので。

**【西口委員】**

そうすると、市としては、例えば、監査部長名で調査してくださいと依頼があったとしても、今の段階においてはこの診療所が適切な行為をしている、していないということについて問題にしていけないということによろしいですか。

**【保険年金課長】**

まだその時点では問題にできる立場ではないと考えております。

**【西口委員】**

はい、分かりました。

**【会 長】**

他にございますか。

**【渡邊委員】**

諮問の趣旨の中に、「今後同趣旨の依頼があった場合は、情報提供に応ずることとした。」とありますが、今回、ここで承認されると、同じ趣旨の依頼が来たときには審議会に諮問しないで、外部提供するということですか。

**【国保給付係長】**

具体的に言いますと、東京都の医療機関の監査に基づいて、依頼そのものはどなたのいつの診療報酬についてのレセプトを公開してほしいと言ってくるのですが、依頼が来るたびに諮問はしないということです。ここで申し上げたいのは、医療機関に対する監査があり、レセプト提供の依頼があった場合については、そのレセプトは提供させていただくようなことで、御了解いただければ、今後そのレセプトについては提供していきたいと考えております。

**【会 長】**

他にございますか。

**【白石委員】**

今のところで、保険年金課の3ページの説明資料では、3項目の理由を挙げられているわけですが、5ページのそれぞれの法令を読みますと、直接的には地方自治法の第245条の4の規定だと思います。これが直接都道府県知事と市区町村長との関係で、基本的にはできる規定ですから義務ではないわけです。そういう意味では、強制力はないが、限りなく協力に応じてくださいという中身になっているわけです。

下の国民健康保険法は、医療機関に対する監査の中身ですから、基本的には関係ないと思います。そういう意味でいうと、できる規定をどうするのかということで、この審議会にかけられていると私は理解しています。内容からすると、個人情報情報をどう扱うかということ言えば、これは社会的な公益性のために使っていきますということになるので、基本的には公益性が勝るのかなということで、提供に応じることについて、私は是としてもいいのかなと判断しています。

**【会 長】**

ただいま白石委員から公益性の解釈を含めた個人情報の価値との関係性から一つの意見を述べられました。

それでは、この案件も大変時間を要して、秘匿性の高い情報の外部提供でございますので、慎重審議をさせていただきましたが、本件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いいたします。

**【総務課長】**

それでは、8ページ、諮問第13号「小金井市総合健康調査2009年転帰調査に係る住民基本台帳の外部提供について」で、介護福祉課の案件です。地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターからの依頼に基づき、外部提供をしたいというものです。参考までに、9ページ、8月28日付けセンター長からの依頼文書、10ページから12ページに今までの経過をまとめたものをお付けしていますので、御参照ください。依頼文書にありますように、市では東京都健康長寿医療センターの前身である東京都老人総合研究所と共同事業として、小金井市総合健康調査を2001年まで実施しております。今回、その追跡調査として、主にその調査対象であった方の現在の生存情報等を確認したいとの依頼を受けまして、住民基本台帳から必要情報を外部提供したいというものです。外部提供する個人情報の記録の名称は、住民基本台帳、提供する個人情報の項目は、氏名、住所、性別、生年月日、死亡年月日、転出等の情報等、その他、目的外利用の理由、機関等は諮問書に記載してあるとおりです。

【会 長】

ただいま説明がございましたが、御質問、御意見あればお受けいたします。

【白石委員】

10ページから12ページまでのこれまでの経過を拝見しますと、無作為抽出で、その後、調査に応じていただくために、本人同意を前提として調査を繰り返されているわけですね。だから、そういう意味ではこの段階で、基本のところは本人同意を得ていると思うのです。ただ、間がかなりあいているので、もう一度、案件としてかけられるという理解でよろしいですか。

【会 長】

質問に答えられる前に、外部の地方独立行政法人と市との共同調査事業は、当審議会ですでに成立して通過した案件であったかどうか事実前提を確認したいのですが。

【総務課長】

こちらにお諮りしたかというのは把握してないのですが。

【会 長】

この転帰調査の前に本調査が事業年度において行われたわけですが、個人情報保護条例が制定されたのはいつですか。年度的に委員会成立後であれば、当然諮問されなければいけない調査だと思うので。

【総務課長】

個人情報保護条例が制定されましたのは昭和63年です。

【会 長】

これは、制定前の事業ですか。審議会がなくても、こういうものが外部と行われていて、調査原票は、市には保存年限過ぎて保存がないとしても、外部機関には公的研究機関だから残っていると思うのです。事実前提を明らかにした上で議論すれば、議論がすっきりいくと思います。

【総務課長】

詳細は担当課がよろしいかもしれませんが、おそらく調査の発端は昭和51年になります。そして、前提となりますのが、本人同意のもとに始まっているということです。情報の収集について、本人同意があれば、それは特に審議会に諮問する事項ではありませんので、そういった点からも本人収集による情報の原則をもとにこの調査は進めてきたのかと思います。

【会 長】

共同事業ですが、東京都健康長寿医療センターが表に立って調査票を配布し、留め置き等で記入してもらって、また質問表を残らずすべてもしくは特定のランダムサンプリングである抽出法で回収されたかと思われるのですが。

【仮野委員】

この調査そのものは1976年に始まって、以後5年ごとに行われていますね。当市の個人情報保護条例が制定、施行されたのが平成元年で、その後、1991年から2001年まで共同事業として、その後も実施しています。つまり、1991年のときに、本来ならば審議会に諮問すべきであったと思いますが、多分していないのではありませんか。以前からやっていた関係もあって、諮問していないのではないかと思います。

【会 長】

繰り返される場合、審議会が成立した後であれば、経過年度において中間審議をして、やはり実施すべきであったかなと思います。要するに、「知り得て害をなすな」というのが、不作為の罪の法的な根本解釈ですので、そこをきちんと押さえてやっていたら、将来とも我々は安堵できます。相手は公の研究所ですが、やはり調査票がそういう研究所の廊下に放置されていたり、ごみとして焼却されずに有形のまま雨水がかかって放置されていたりしてはまずいので、こういう長期にわたる総合調査は、審議会成立以降、経過年度であっても、そういう調査を改めて、工程表に基づいて行うものであれば、やはり中間報告は必要で、今後は

審議会の了承をとっていただきたいと思います。事実確認は完全とは必ずしもいえませんが。

**【平沼委員】**

小金井市の人口が10万人で、ちょうど調査に適していたので、調査対象として選ばれたということを知っています。その調査は、やはり高齢者ということで、民生委員が関わっていたように聞いていますが、私が民生委員になった時点では、既にこの調査が始まっておりましたので、詳しいことは分かりません。

**【会 長】**

他にございますか。

今後はこういう非常に長期にわたる経過観察研究調査というのは、共同事業者として何か事件が起こりますと、市も我関せずとはいかない責任を負うこととなりますので、まして、審議会があるのに、審議していない案件であるということになると、またそれに輪をかけていろいろな問題を生ずるおそれがありますので、よろしく願いいたします。

**【仮野委員】**

この調査は非常にいいなと思いつつながら、一方では、元気で長生きの条件の解明のための調査で、10万人の増減があまりなかったということは、小金井市は、元気で長生きできる条件がそろっているということになりますね。

**【平沼委員】**

そのように聞いております。ちょうど沖縄に次いで長寿の市と聞いておりました。

**【仮野委員】**

ぜひ明るい話として。ところで、これまでの長きにわたる調査結果で何が分かったのですか。

**【会 長】**

今の仮野委員の御質問もありますが、共同事業者としてこういう総合調査をされたのなら、当然、共同事業者である小金井市も報告書とか報告会、あるいは、公開のシンポジウムとかがあって、情報をただとられるだけでは、市民にとっては望ましい民主的なコミュニティの姿ではないですね。公的に集められた情報は、やはり市民の、ある意味で秘匿性がない、数値化された学術的なものであれば公開性があるわけですから、調査対象に選ばれただけで満足せず、知る権利というのがあるわけです。だから、市はこういう共同参画型の地方自治を、現在、

展開するのがすう勢ですが、そうであれば、やはり、そういう学術的になった報告書の閲覧に供したり、あるいは、結果報告の公開講演会を東京都の研究機関と共同主催で開催したりすれば、今後、継続した長期の調査に市民協力が速やかに行われるのではないかと思います。

ただ調査のデータだけは出して、研究所とはいえ知られたくない情報だけを提供して、報告書も見られないのは、小金井市が本当に住みやすい、健康長寿の理想的な大都会の郊外都市だったというようなことが、例えば公的な権威ある機関から研究のエビデンスをつけて証明していただいたら、これは小金井市のまちづくりの有力なうたい文句にできるわけですね。それはいわば情報提供したことに対する対価物というか共有財産、情報という知的共有資産になりますので、当審議会はただ良し悪しを単純に条件反射するのではなく、そういうものを見張り台でなくてはいけない。委員の方々は潜望鏡を出して見ていないといけないと思います。

【会 長】

いかがでしょうか。

【末包委員】

そのとおりだと思います。この調査についてですが、もう亡くなっていますが、私の友人がその調査対象になりまして、5年ごとに行うということを知りました。私は公民館のいろいろな活動をしておりまして、健康のことや市のいろいろな講座をやったりしておりますが、そのときに、5年ごとに老人総合研究所からの研究対象になっていて、小金井市民を調べているという話は何度か知りました。だけど、その結果については、私の記憶では、文書でも口頭でも、一度も見たことがないと思います。

【会 長】

まさに今、会長から愚見を申し上げましたが、それを部分的であるにしろ裏付けていただく貴重な御発言だったと思います。そういうことで、これにかかわらず、今後そういう社会実験的な意味を含めて、特に日本国民全体のためにそういう調査が行われる可能性は、今後とも違う分野においてもあり得ると思いますので、やはり、そういう目を持って市におきましても、あるいは、この審議会におきましても、そういう展望を持って協力する。犠牲になるだけではなくて得られた成果は、プライバシーを侵さない範囲の、そういう抽象化された段階でもいいから、結論とか知見を還元していただくことが、やはり市民社会においては重要

ではないかというように市民目線で思っております。

**【介護福祉課長】**

どこまでが御質問なのかというところですが、人口の10万人のお話ですが、こちらにつきましては、当市の状況、特に高齢化率はもちろん上がってはいる状況にはありますが、その当時10万人が動かなかった大きな理由というのは、人口の年齢が高齢化になり、平均寿命が伸びていっただけではなく、都市型ということもあって、転出入で若い世代の入れ替わりだけだったのではないかということが、報告には出ています。それで、この調査でどういった結果が出たかということですが、こちらにつきましては、特に高齢期には12ページにも書いてありますが、高齢期に起こりやすいがんや三大死因の解析といったものも1991年に小金井市の総合保健調査という形で、東京都老人総合研究所が冊子として調査の結果を出しています。内容的には、調査を行った結果の、実質的には数値しか書いていないような状況でして、今回の転帰調査で、当時調査を受けた方が亡くなられている等の確認をすることによって、疾患の予防に向けた指針が出せるのではないかということを知っております。それから、御意見につきましては、市でこちらの調査の報告が終わりましたら、合わせて報告するような形をとりたいと思っております。

**【会 長】**

その報告という言葉は、担当課に調査報告書1部を郵送してきて、報告しましたというのも報告ですし、共同事業者だったら、市民に報告をする場を設けて講演会をしたり、少なくとも市報には概要、重要な帰結、成果といったようなものを広報したりして還元すべきだと思います。そうしないと、市民は調べられるだけで、何のためにやっているのか、どうなっているのかという素朴な疑問を持つと思いますので。

**【仮野委員】**

この転帰という言葉は、要するに、病気がどういう経過をとって、どういう結果になったかという意味ですよね。小金井市民ががんや循環器疾患、その他にあまりかかる人がいなくて、元気で長生きしているということをデータとして裏付けられるということは、こんないい話はないわけですよ。対象者は69歳から70歳なので、先ほどの単に人の入れ替わりが多かったからではないと思います。その辺をせつかく調査する以上は、協力するのは良いのですが、きちんと市民に分かりやすく、こういう結果が出たので、皆さん、自信を持ちましょうと生かし

たらどうですか。

**【会 長】**

市は調査報告書を受け取って、課長、部長が連判して、終わったらロッカーに入れても報告は報告ですが、市民との協働をしながら、市が演出者としてサポートしながらやるという地方自治の今の姿では少し古いかなという率直な実感を説明のやりとりに対して思った次第です。

よろしいでしょうか。では、これを承認いたします。

それでは、次の説明をお願いいたします。

**【総務課長】**

それでは、13ページ、諮問第14号「生ごみ減量化処理機器購入費補助金交付申請書の目的外利用について」で、ごみ対策課からの案件です。市では、ごみ減量・循環型社会の推進の施策の一つとして、家庭から排出される生ごみを自家処理する機器、こちらは専ら生ごみを乾燥させて水分を飛ばし、容量を限りなく小さくする機械が多いわけですが、こちらを購入する市民の方に対し、補助金を交付しています。機器によって乾燥処理されたものを生成物という言い方をしますが、こちらは堆肥化ができるというものですので、市でも拠点をつくって、市民の方に持ち込んでいただけるようにはしていたのですが、実際は多くの生成物が燃やすごみとして出されてしまっている状況です。そこで、せつかく生成物を作っていただいているわけですから、より堆肥化されるよう、それら生成物を各家庭に戸別収集して回収したいと考えています。今回、それに当たりまして、処理機器を購入した世帯を把握するために、購入費の補助金交付申請書を利用し、対象家庭への周知、そして、実際の収集に利用したいというものです。

資料といたしまして、14ページにごみ対策課がまとめました「生ごみ生成物戸別収集業務」、15ページに補助金交付要綱、17ページに補助金交付申請書をお付けしていますので、御参照ください。

お手数ですが、個人情報保有等届出状況報告書を御覧ください。6ページ、届出番号12-49「生ごみ減量化処理機器購入費補助金交付者名簿」です。係る対象を名簿化するもので、記載する個人情報は、氏名、住所になります。

**【会 長】**

ただいま説明がございましたが、御質問、御意見があればお受けいたします。

**【渡邊委員】**

この届出ですが、保存年限が1年となっていますが、今回のごみ収集というの

は、私の場合、数年前にごみ処理機を購入しましたので対象になるのでしょうか。  
新しい人から始めるということなのでしょうか。

**【ごみ対策課長補佐】**

今回の届出、交付者名簿の保存年限を1年にしましたのは、回収し始めれば、  
収集班の者がその場所自体を把握しますので、名簿は1年持っていれば基本的に  
は頭の中に入るので、それ以上は必要ないかと考えております。

**【渡邊委員】**

私は数年前に買っているのですが、対象になるのでしょうか。

**【ごみ対策課長】**

今の御質問は、数年前に買った場合の情報という御質問かと思えます。購入者  
の名簿につきましては、補助金の申請書は5年間保存しておりますので、今回デ  
ータの作成の中で抽出して対象としていきたいと思えます。

**【渡邊委員】**

今回は、新しい人だけが対象になるのかなという疑問を持ったのですが、そう  
すると、私の場合はもう3年たっていますが対象になりますね。また、ごみ収集  
ですが、これは何曜日のどの時間帯で収集するのですか。今までの一般ごみの収  
集とはまた別の形の収集になるのですか。

**【ごみ対策課長補佐】**

14ページの5の方法にあるように、現在、各地区で燃やさないごみを2週間  
に一回収集していますが、その日と同じ日に収集することになります。

**【渡邊委員】**

ふれあいごみ収集といって、週1回、全部まとめて自宅に収集に来ていただい  
ている場合は、生成物の収集というのはどうなりますか。

**【ごみ対策課長補佐】**

その場合につきましては、ふれあい収集の日と一緒に無料で回収する予定です。

**【会 長】**

他にございますか。

特にないようですので、これを承認いたします。

それでは、次の説明をお願いいたします。

**【総務課長】**

それでは、18、19ページを御覧ください。諮問第15号「生産緑地地図・  
電子台帳」、諮問第16号「生産緑地指定地区現況調査業務」につきまして、併

せて説明します。環境政策課からの案件になります。20ページに生産緑地についての概要、21ページに業務委託契約の契約約款、第8条が個人情報に関するものですが、お付けしていますので、御参照ください。

生産緑地制度とは、都市環境の保全などに役立つ農地等を計画的に保全して、良好な都市環境の形成を図るという都市計画の制度となっており、生産緑地の指定は、その所轄の自治体、市で行い、指定された生産緑地には、そのことを示す標識を設置することとなっています。今回、生産緑地に係る情報を電子データ化し、さらに電子化した住宅地図にそれを落とすこと、また、標識の付け替え等を行うこととし、その業務について民間事業者へ委託したいというものです。

まず諮問第15号「電算システム記録簿について」です。係るデータについて、電子データとして記録することから、個人情報保護条例第14条、電子計算組織を利用して個人情報を処理するときに当たりますことから諮問事項とさせていただくものです。記録簿に記載されるデータは、土地所有者及び主たる従事者の氏名、住所となっています。

続いて諮問第16号「生産緑地指定地区現況調査業務について」です。生産緑地所有者及び主たる従事者の氏名、住所等の個人情報の処理について、民間事業者へ委託することから、個人情報保護条例第27条に基づき諮問させていただくものです。業務内容、委託先、委託内容、受託者への条件、委託処理する個人情報の内容等は、諮問事項に記載のとおりです。

お手数ですが、個人情報保有等届出状況報告書、5ページを御覧ください。届出番号39-83「生産緑地申請綴、地区内訳表」です。生産緑地指定の申請に係る必要書類です。申請書等記載の個人情報は、氏名、生年月日、住所、世帯主との続柄、年齢、地番、電話番号になります。

続きまして届出番号39-84「生産緑地地図・電子台帳」で、委託されたシステムによって作られる電子データです。記載される個人情報の内容は、氏名、住所になります。

**【会長】**

ただいま説明がございましたが、御質問、御意見があればお受けいたします。いかがでしょうか。

特に御質問、御意見がないようでしたら、これを承認いたします。

それでは、次の説明をお願いいたします。

**【総務課長】**

それでは、25ページ、諮問第17号「出産育児一時金の支払事務委託について」です。妊娠、出産は病気でないため、健康保険の適用がなく全額自己負担となります。従前は被保険者が出産費用を支払い、その後に医療保険に請求するようになっておりましたが、10月からはあらかじめ手続をすることにより、医療保険から直接医療機関に支払う制度になりまして、このことにより、ほぼ自己負担なしで出産できるようになりました。この支払事務処理及び資格確認による過誤調整に関する手続を国民健康保険団体連合会に委託するための諮問となります。26ページに個人情報記録項目、27ページに覚書、29ページに契約書、32ページの協定書のそれぞれの案、33ページに契約形態を資料として添付しております。

続けて、個人情報保有等届出状況報告書、4、5ページを御覧ください。届出番号11-435、11-436になります。様式類集の2、3ページに連名簿、過誤依頼書の書式を付けさせていただいております。保有する個人情報の内容は、おのおの記載してあるとおりです。

#### 【会 長】

ただいま、説明がございましたが、御意見、御質問があればお受けいたします。

これは、既に10月から始まっていて、いろいろな関係機関においても、予告や掲示が出て目にいたします。

特に御質問、御意見がないようでしたら、これを承認いたします。

それでは、次の説明をお願いいたします。

#### 【総務課長】

それでは、34ページ、諮問第18号「(仮称)市民交流センター開設準備委託について」で、文化施設開設担当からの案件です。現在、武蔵小金井駅南口は再開発事業の中、(仮称)市民交流センターを建設中です。市民交流センターについては、その理念として、「市民参加による市民を中心とした管理、事業運営」を掲げておりまして、管理、運営に携わる人材育成を主な目的の一つとして、業務を委託するものです。業務の内容としては、公演の企画、運営に関心がある市民を募集して、公演の企画、運営に必要な基礎知識を身に付けてもらうセミナーの開催、それから、公演に来ていただくお客様対応をする係、これはレセプションと言いますが、このレセプション育成セミナーの開催です。係るセミナーへの募集業務、参加者名簿、個人情報等の取扱いも委託内容に含みますことから諮問させていただくものです。資料として、35ページは、担当がまとめた

事業概要です。それから、38ページに市民交流センターの概要、図面もお付けしていますので、御参照ください。業務内容、委託先、委託内容、受託者への条件、委託処理する個人情報の内容、個人情報の記録の形態、作業履行場所等は諮問事項に記載のとおりです。

お手数ですが、個人情報保有等届出状況報告書、4ページ、届出番号13-20「公演企画プロジェクト入門セミナー・制作ワークショップ参加者名簿」、届出番号13-21「レセプション育成セミナーフォローアップ研修参加者名簿」で、いずれも名簿として記録する報告となっています。記録される内容は、いずれも氏名、住所、年齢、勤務先、学校名、電話番号、メールアドレスです。

**【会長】**

ただいま、説明がございましたが、御質問、御意見があればお受けいたします。

市民参加でいろいろお世話をしてくださる方を募集して、人材育成もするという、事業にかかわる内容ですが、いかがでしょうか。

**【平沼委員】**

市民交流センターにつきまして、いつこれは小金井市のものになるのでしょうか。もう既になっているのでしょうか。お伺いしたいと思います。

**【文化施設開設担当課長】**

再開発事業が現在、南口で進んでおりますが、公会堂はもともと現在のイトーヨーカドーがある場所にございまして、そちらは権利変換という形で、いわゆる権利床という言い方をしていますが、今、建設中の場所の一部分は権利変換をした部分という形で、等価交換ですが、そこが換地されているということになります。しかし、それだけでは今つくっております市民交流センターを取得する形になりませんので、一般財源を投入して、これから購入することになります。実際に所有権の移転を含めて買えるということになりますと、平成22年度中に取得するというので現在は準備をしており、ちなみに、オープンについては平成23年度を予定しているところです。

**【渡瀬委員】**

これは往復はがきを使って、直接委託業者に申し込むやり方になると書いていますが、委託業者が集めた参加者名簿を市が受け取るということですよ。

**【文化施設開設担当課長】**

往復はがきで受託をした事業者へ直接申し込みをしていただくということで、今回、個人情報を市が名簿として取得するということについてですが、今後、開

設する建物がオープンするということが見えてきたというところで、その事業に御参加いただき、それぞれの公演企画プロジェクトの応募者の方々、それから、フォローアップ研修等に来ていただく方々については、今後、引き続き運営の一翼を担っていただきたいということもございまして、市でも名簿として個人情報取得したいというようなことから、今回、諮問をお願いしております。

**【渡瀬委員】**

その部分は分かりましたが、委託業者に申し込むということは、往復はがきを出したり、そういう仕事を業者に委託するということでよろしいのでしょうか。

**【文化施設開設担当課長】**

そのとおりです。

**【渡瀬委員】**

そうすると、それを市が受け取ることに對しての諮問だと思います。私が心配したことは、これはその委託業者が委託されて情報を集めたわけですね。その業者が他の目的に使う可能性がないとは言えない。それについての制限はどのようになっていますか。

**【文化施設開設担当課長】**

諮問事項の34ページに目的外使用の禁止や機密保持の義務、その違反等について、これを契約約款や委託の仕様書に盛り込むことで、そういった事故がないような形で委託をさせていただきます。

**【渡瀬委員】**

そうすると、委託契約約款にそれを載せるということですね。

**【文化施設開設担当課長】**

はい。40ページになります。第8条に個人情報・機密情報の保護に関する責務で、個人情報の保護について、事故等が発生したときにはということになりますが、そういったものについて防止を図るということで行っているところです。

**【渡瀬委員】**

もう一つ、目的が終わったらば、破棄してくださいということとはできないのですか。つまり、電子データとしても、あるいは、往復はがきについてもというのは、その仕事は、全部業者に市が委託しているわけだから、市の権利だと思うのです。

**【会 長】**

そうですね。その点、情報を生産するだけではなくて、廃棄という行為は極め

て重要なことだと思いますが、担当課からその点の確認をどうするのか、お願いします。

**【文化施設開設担当課長】**

先ほども申し上げましたが、今回資料をお付けしてなくて大変申し訳ないのですが、委託仕様書に受託者においては市から貸与されたデータやその他、いろいろな個人情報について目的外に使用してはならない、業務終了後、速やかに市に返還しなければならないというようなことは書いてありますが、今のところはこの仕様書に基づいてやっているということで、御指摘の確認については、基本的には紙媒体ですので、口頭で確認をするということになります。

**【渡瀬委員】**

これは情報を集めることを委託しているのですから、委託して集めた情報をもろうということに関しては、特に市としては問題ないのですが、往復はがきだけを焼却したとしても、いろいろな作業をするためには多分パソコン入力すると思います。私の考え方ですが、委託業者にパソコンを特定させる、それから、それが終わった段階で、完全にハードディスクを物理的に壊すか、ソフト的にデータを壊す方法もあります。それをやらないと、業者は、これを後、何かに使うはずで、ダイレクトメールに流れるような可能性は多分にあります。実際にそんなこともありましたので、そこはもう少し考えていただきたいと思います。

**【仮野委員】**

今の質問の関連ですが、40ページの総則からあるのは、何ですか。

**【総務課長】**

こちらは委託契約を市が交わすときに必ず付けます標準約款で、契約書の後ろにこれが付きます。契約上の縛りというのは、約款が必ず付くということで、今回の契約についても、この約款をつけて契約をいたします。

**【仮野委員】**

業務開始は今年の6月15日ですが、当然、委託契約は結んで、この標準約款は付いているわけですね。

**【文化施設開設担当課長】**

はい、付いております。

**【仮野委員】**

40ページの第7条第3項に契約履行完了後にすべて速やかに廃棄、消去しなければならないと文書で約束していますが、それを口頭でと言っていました、

違うのではありませんか。

それから、今の質問では、電算入力されたらという質問がありましたが、電算入力はなしと書いてありますが、これは電算入力しないのではありませんか。

**【文化施設開設担当課長】**

電算入力をするかということですが、紙ベースになりますので、電算入力はいたしません。御指摘の契約履行完了後にすべて速やかに廃棄または処分しなければならないと、標準約款で書いてあるとおりですので、業者は、これを遵守するというところで理解しています。

**【会 長】**

厳密に言うと、確認行為というのは、法的行為があり得るわけですね。だから、どういう形式や内容でやるのかということは、契約約款に記載があるわけですから、やはり担当課におかれましては、事業終了後に何からの確認行為を完了させるべきだと思います。

**【渡瀬委員】**

34ページに受託者に渡す個人情報の記録の形態、文書記録の送付と書いてありますが、受託者というこの部分がよく分からなかったのです。受託者というのは、この場合で言うと、その仕事をお願いしたところという意味ですか。市は、受託者から、今回もらって、それを他に使うということではないのですか。その辺を教えてください。

**【総務課長】**

今回は、往復はがきで本人から受託事業者に直接データが行きますので、そういった意味では、受託事業者が本人から直接個人情報については受け取る、そのように読み取ると思っています。

**【渡瀬委員】**

そのようには読めないじゃないですか。受託者に渡す個人情報の記録の形態だから、市が受託者に渡すのではないでしょう。

**【仮野委員】**

受託者というのは、受託を受けた者でしょう。この場合は、正確に言えば、往復はがきでそのまま、この受託者である民間機関に渡りますが、形式的には市が委託を受けた業者に渡すという形になる、これはこういう意味でしょう。違いますか。

**【渡瀬委員】**

要するに、はがきを出すこと自体を委託しているわけでしょう。ということは、受託者は個人と直接取引をしているわけでしょう。その結果の文書を、受託者に渡すというのは市が渡しているわけではなく、これは市というのが主語ではありませんか。受託者に渡す個人情報と書いてあって、一方では往復はがきを直接受託者が集めると書いてあるから、話がどうもよく分からなかった。

**【総務部長】**

手続的には、こういったセミナー、ワークショップに参加する市民の方が往復はがきで、直接委託先の業者に申し込みをする形になります。

**【渡瀬委員】**

それは35ページに書いてありますが、一方、34ページの受託者に渡す個人情報の形態というのは、受託者に市が渡すわけではないのでしょうか。受託者が集める個人情報ではないのですか。

**【望月委員】**

何か同じ一つの表の中に全部当てはめてしまうといろいろ誤解を招くことになると思いますので、案件ごとに項目をきちんと見直して作らないといけないと思います。

**【仮野委員】**

確かに34ページは、これまで委託事業に関する統一的な様式です。2に丸が付いていますが、この場合は受託者が受け取る個人情報ということではありませんか。

**【渡瀬委員】**

そして、磁気テープ等の送付というところはなしにして、コンピュータ、パソコンには入力させないということを書かなければいけないのではありませんか。

**【会 長】**

受け身的な表現では分かりにくいので、明確に守るべきところは、積極的な表現形式、能動的表現形式に分かりやすく変えておくというのが、やはり市民目線としては必要だと思います。

**【渡瀬委員】**

お役所的には分かるのですが、我々の目から見ると意味が逆じゃないのと思いますので。

**【会 長】**

そうですね。そういう文言の必要な修正は、総務課長、可能ですか。

**【総務課長】**

はい。申し訳ございません。御指摘のとおり、様式はひな型をそのまま使っているものですから、このような矛盾が生じていると思います。この中で今、書いている事項については、そのように訂正して承認するという形で諮っていただければ、会議録にも載りますので、そのようにしていただければと思います。

**【会 長】**

では、そのような文言の正しく補正するという条件は付いておりますが、この案件は承認します。

それでは、次の説明をお願いいたします。

**【総務課長】**

それでは、44ページ、諮問第19号「住宅手当緊急特別措置事業」で、地域福祉課からの案件です。福祉施策として、離職者の方で就労能力及び勤労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方又は喪失するおそれのある方に対して、住宅手当を支給し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行うこととします。この事業に関しては、社会福祉協議会に業務を委託することから、諮問させていただくものです。資料として、45ページに事務の流れ、47ページに実施要綱、50ページに実施取扱要領、55ページに契約書案、57ページに個人情報の取扱いに関する特記事項、59ページに事業の概要をお付けしていますので、御参照ください。

お手数ですが、個人情報保有等届出状況報告書の6ページ、様式類集の4ページ、届出番号17-533「住宅手当支給申請書」から届出番号17-543「住宅手当ケース記録票」まで、手当の支給申請書から必要事項の報告書、各記録簿等になっております。保有される個人情報の内容は多岐にわたりますが、各報告書事項記載のとおりです。

**【会 長】**

ただいま、説明がございましたが、御質問、御意見があればお受けいたします。

**【伊藤委員】**

この趣旨は、今、そういった失業状態の人、あるいは、失業になるおそれのある人に対して、住宅手当は期間的に6か月間ですね。提供する住宅は、例えば市営住宅なのか、あるいは、民間アパートを借りた場合には、それに代わる手当、住居費の一部を補助するということなのでしょうか。

**【地域福祉課長】**

住宅手当は、期間的には6か月間です。提供する住宅は、一般のアパートで、公営のものではありません。59ページの概要にも記載してございますが、単身世帯で5万3,700円、2人以上の世帯になると、6万9,800円の上限額を設けております。

**【伊藤委員】**

分かりました。

**【会長】**

他にございますか。

特にないようですので、これを承認いたします。

それでは、次の説明をお願いいたします。

**【総務課長】**

それでは、60ページ、諮問第20号「青少年育成コーディネータ・ボランティアセミナー事業業務委託」で、生涯学習課の案件です。この事業は、生涯学習分野におけるボランティアの養成を目的として、さまざま講座の企画を実施するもので、平成20年度事業までは東京学芸大学、小金井市、国分寺市、小平市の3市が共同で企画運営し実施しておりました。参加申込は大学でも市でも受け付ける方法をとっていたわけですが、今年度からは、講座の運営はすべてNPO法人に委託する方法となり、名簿等につきましてもすべてNPOが管理することになります。この案件については、平成20年度の第4回の審議会で参加者名簿の保有については、既に報告をさせていただいておりますが、今回、募集、参加者の管理について委託することになりましたので、諮問事項とさせていただくものです。参考までに61ページに講座の概要、62ページに講座の一覧、63ページに仕様書案をお付けしていますので、御参照ください。

**【会長】**

ただいま、説明がございましたが、御質問、御意見があればお受けいたします。

これまで小金井市、国分寺市、小平市という3市の共同企画運営事業でしたが、今年度からはNPO法人に委託することになるので、案件として提案されているものです。

特にないようですので、これを承認いたします

それでは、その他の案件に移りたいと思いますので、説明をお願いいたします。

**【事務局】**

その他として、存否応答拒否の報告になります。これは、情報公開の請求を拒

否した件ということで、情報公開条例第8条に、市政情報が存在しているか否かを答えるだけで、個人の利益又は権利を害するおそれがある市政情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該市政情報の存在の有無を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができるようになっていて、その場合は、当審議会に報告しなければならないとされています。

今回の事例ですが、市民10人の方が連名で市議会に提出した要望書がありまして、情報公開というのは、請求の目的というのは特に問いませんので、目的は分からないのですが、請求者の方は、ある特定の人物がその中に入っているかどうかということで、特定の個人の名前を名指して請求書に書きまして、その人が提出した要望書という内容で、情報公開の請求をいたしました。このように個人を特定した情報公開請求というのは、めったにありません。情報公開の決定というのは、存在そのものがあるかないかということを決めますので、要望書を提出したか否かというのは、当然、その方の個人情報になるわけです。要望書というのは、当然、その人の思想、信条、考え方を示すもので、個人情報になるかと思えます。個人情報を理由に公開できないとしますと、その人が結果的には提出したことになってしまいます。逆に名前を連ねていない場合は、不存在の決定をすることになりますが、そうしますと、今度は提出していないことが分かってしまいます。こういったことで決定できない、その理由が書けないというような場合は、存否応答拒否、「あるともないとも言えない。」ということで、この請求を拒否したという事例です。こういった存否応答拒否をするということは情報公開の請求ではまれなものですから、こういった事例なのかを審議会に報告しなければいけないということで、今回、報告しております。

**【会 長】**

これは担当課の窓口で、そういう経緯があったということの事後的な報告ですね。

**【総務課情報公開係長】**

そうです。事後です。

**【会 長】**

これについて報告を受けましたが、特に御質問、御意見はありますか。

**【仮野委員】**

具体的な中身が分からないから、理解しづらいのですが。

**【白石委員】**

これは制度だから、今の説明でそれを受けるしかないでしょう。これ以上、こちらでも突っ込めませんよ。

【会 長】

窓口でのそういうやりとりと申しますか、存否応答拒否という行為について妥当であるということ。

【仮野委員】

これは、個人の利益及び権利を害するおそれがあるという意味で言うと、個人情報であることは間違いないことですね。

【白石委員】

ここでは報告を受けるだけですから、もし問題があれば、本人が審査会にかければいいし、最終的には行政訴訟をやるかどうかの問題であって、ここで議論することではないですよ。

【会 長】

そうですね。本審議会としても、そのような報告を受けたということで、この件を扱いたいと思います。

それでは、次回の開催日程ですが、会議室の空き状況の関係から、次回は来年2月12日金曜日に決めさせていただきたいということですが、いかがでしょうか。御了承いただけるようであれば、次回は来年2月12日金曜日、午後6時から当801会議室で開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、今日は初回で、委員の任命などいろいろ必要な手続がありましたので、長時間になってしまいました。皆様の積極的な御質問と御意見を開陳していただき、慎重審議を付すことができました。これをもちまして、本日の当審議会の予定された審議案件はすべて終了いたしましたので、閉会とさせていただきます。どうも遅くまでありがとうございました。